

令和5年6月16日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 継	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	染 川	康 輔
事 務 局 長 補 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	富 岡	明 美

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	松	尾	勝	利
副	市長	鳥	飼	広	敬
教	育	中	村	和	彦
総	務	川	原	逸	生
市民部長兼福祉事務所長		岩	下	善	孝
産	業	山	崎	公	和
建設環境部長		山	浦	康	則
会計管理者兼会計課長		幸	尾	か	おる
総	務	白	仁	田	和
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長		寺	岡	弘	樹
人権・同和対策課長		中	尾	美	佐子
企画財政課長		山	口	徹	也
財政調整監兼企画財政課参事		村	田	秀	哲
企画調整監兼DX推進室長		松	丸	環	大
市	民	山	崎	智	香子
税	務	田	中	美	穂
保	険	広	瀬	義	樹
福	祉	高	本	智	子
産	業	三	ヶ	正	和
商	工	山	口		洋
農	林	江	島	裕	臣
農業委員会事務局長		高	本	将	行
建設住宅課参事		橋	本	昌	徳
都市計画課長		堀		正	和
下水道課長		田	代		章
ゼロカーボンシティ推進課長		中	村	祐	介
水	道	中	村	浩	一郎
教育次長兼教育総務課長		江	頭	憲	和
生涯学習課長兼中央公民館長		嶋	江	克	彰
生涯学習課参事		藤	家		隆

令和5年6月16日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 報告第3号 | 令和4年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について（報告） |
| 日程第2 | 報告第4号 | 令和4年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告） |
| 日程第3 | 報告第5号 | 令和4年度鹿島市一般会計事故繰越し繰越計算書について（報告） |
| 日程第4 | 報告第6号 | 令和4年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について（報告） |
| 日程第5 | 報告第7号 | 令和4年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書について（報告） |
| 日程第6 | 報告第8号 | 令和5年度鹿島市土地開発公社事業計画について（報告） |
| 日程第7 | 議案第30号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第31号 | 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 議案第32号 | 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

おはようございます。ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第3号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1．報告第3号 令和4年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、報告第3号 令和4年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の1ページをお願いします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和4年度鹿島市一般会計継続費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

この報告は、令和2年度に継続費として議決をいただきました市民会館建設事業につきまして、令和4年度中に執行できなかった事業費を法令の規定により、本年度へ繰越しを行ったものでございます。

2ページの継続費繰越計算書を御覧ください。

2款1項の市民会館建設事業は、継続費の総額が3,026,500千円、そのうち令和4年度の継続費予算現額が1,113,506千円、令和4年度中の支出済額が963,677千円で、残額の149,829千円を令和5年度へ逐次繰越しとして繰り越すものでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第3号は終わります。

日程第2 報告第4号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2. 報告第4号 令和4年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、報告第4号 令和4年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。

議案書の3ページをお願いします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度鹿島市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

繰越明許費とは、一般的に繰越事業と言われるものでございまして、令和4年度の予算のうち、諸般の事情により予算の一部を本年度に繰り越して執行するものでございます。

4ページをお願いします。

繰り越した事業及び金額の一覧です。表の中で事業名の次の金額の欄は、昨年度の議会において設定いたしました繰越限度額でございます。その次の翌年度繰越額が令和4年度から本年度に繰り越した額でございます。次の欄の既収入特定財源につきましては、令和4年度の出納閉鎖までに既に収入があった金額でございます。次の国庫支出金からその他までの4

項目につきましては、本年度に収入見込みの特定財源を種類別に区分したものでございます。一番右の一般財源につきましては、事業費のうち市が一般財源として負担する金額でございます。

それでは、各事業について御説明いたします。

ナンバー1の市民会館備品整備事業は、限度額142,692千円のうち101,392千円を繰り越しております。

ナンバー2の保育所給食費等支援事業は、限度額3,000千円のうち2,464千円を繰り越しております。

ナンバー3の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、限度額を設定しておりましたが、令和4年度内で執行することができたため繰越しはございません。

ナンバー4の肥料価格高騰緊急対策支援事業は、限度額15,000千円のうち5,717千円を繰り越しております。

ナンバー5の産地パワーアップ事業は、限度額200,595千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー6の農道・用排水路施設整備事業は、限度額24,600千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー7の地域農業水利施設ストックマネジメント事業は、限度額28,928千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー8の県単農林地崩壊防止事業は、限度額を設定しておりましたが、令和4年度内で執行することができたため繰越しはございません。

ナンバー9の農地中間管理機構事業は、限度額8,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー10の道の駅鹿島整備事業は、限度額10,513千円のうち10,390千円を繰り越しております。

5ページをお願いします。

ナンバー11の地域密着型市道改修事業は、限度額20,000千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー12の辺地道路整備事業は、限度額60,000千円のうち59,409千円を繰り越しております。

ナンバー13の道路整備個別補助事業は、限度額46,110千円のうち45,500千円を繰り越しております。

ナンバー14の通学路緊急対策事業（市道浜崎～石舟線）は、限度額3,828千円のうち3,728千円を繰り越しております。

ナンバー15の通学路緊急対策事業（市道浜崎～石舟線ほか）は、国の補正予算に伴う事

業の前倒しによるもので、限度額38,200千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー16の急傾斜地崩壊防止事業は、限度額15,100千円のうち10,100千円を繰り越しております。

ナンバー17の佐賀県遺産保存事業は、限度額7,968千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー18の市営住宅改修事業は、限度額96,700千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー19の中学校大規模改造整備事業は、限度額10,860千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー20の文化財保護事業は、限度額18,500千円に対し、その全額を繰り越しております。

6ページをお願いします。

ナンバー21の蟻尾山公園管理事業は、限度額3,410千円に対し、その全額を繰り越しております。

ナンバー22の物価高騰に伴う学校給食費等負担軽減事業は、限度額480千円のうち52千円を繰り越しております。

ナンバー23の現年発生農地農業用施設災害復旧事業は、限度額10,480千円のうち9,820千円を繰り越しております。

これらの財源内訳は、表に記載のとおりでございます。この結果、23事業、繰越限度額の合計824,354千円のうち、21事業、706,333千円が本年度に繰り越した確定額となります。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

報告事項ということで、事前にこれは予算化をするときに出てきたものではありませんけど、ただ、翌年度の繰越額、毎年毎年のことですが、非常に大きい金額になっております。今回が7億円を超えると。もちろん、その中には国庫支出金であったり県の支出金、この辺りが後から来ているものとか、そういうのは理解できます。ただ、地方債も180,000千円を超える。借金を伴うわけですよ、これだけの事業をやるということになると。

その中でちょっとお聞きをしたい部分があるので、5ページの15番の道路橋梁のところ、これは市道の浜崎～石舟線と書いてあります。浜崎でいいんですかね。それから、新方を越える石舟のところという、まずそれをちょっと教えてもらっていいですか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

この浜崎～石舟線の場所は、国道207号から、ちょうど湯ノ峰のところから入って、新方のほうに行く道路の入り口のほうになります。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

多分そうだろうと思ったんですけど、ここに通学路緊急対策事業と書いてあるんですね。もちろん新方の上のほうに何世帯かあります。そういう中で、これは児童数というか、生徒数はどのくらいいるんですか。それを38,200千円という予算をつけて事業を行おうとしているわけですから、その辺りは調べているでしょう。どうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山浦建設環境部長。

○建設環境部長（山浦康則君）

お答えします。

この通学路緊急対策事業につきましては、学校と地域の区長さんたちと教育委員会のほうと協議会をつくった安全教育プログラムという通学路の安全点検を行って、その後の対処をする事業でございます。児童の通学ニーズについては、ちょっと私どもも把握はしておりませんが、ここが危険だということで工事をするわけですが、この浜崎～石舟線ほか、あと二、三路線ございまして、その分も含めて38,200千円という金額になっておるところでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

通学路の安全の確保は非常に必要なことで、今、部長がおっしゃられたように、PTAであったり、それから地元区長会であったり、いろいろな協議会の中でこれが出てきているというのはお聞きをしておりましたから、理解はできます。ここは今回は浜の新方地区、湯ノ峰から新方に入るところなんですけど、市内にもっとたくさん多分あると思うんですね、いろいろなそういうふうな要望が出ているところ。もちろんこれの財源としては、国庫支出金が20,900千円、そして、市のほうから地方債ということでなっておりますけど、ここの辺り今後もしっかりと事業を進めていただきたいし、それとスピード感を持って、毎年毎年ここ数年、繰越明許費が多いかなという気がしております。

あと1点、21番の蟻尾山公園の乗用スニーカー購入3,410千円というふうになっているん

ですけど、これは陸上競技場のグラウンドの中というか、フィールドの中で使う分ですか、これはどこで使う分ですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

このスーパーにつきましては、陸上競技場のフィールドの中の芝のところとか、あと子供広場とか、そういう芝のあるところを芝刈りで刈って、それを集めて処分するような、そういう機械になります。ですので、芝が生えているところで使うものでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

多分フィールド内で使うんだらうなという感じはしておりました。ただ、担当課長も御承知のとおり、本当だったら蟻尾山のフィールドの芝生は入替えをせんといかんはずなんですよね。ただ、一生懸命市の体協の職員の方たちが管理をしっかりとやっていて、何とかもっていますけど、この前の市民スポーツフェスタのときに見ていると、やはり中央部分が剥げていたりとか、そういうふうなのがあるし、それと、来年の国スポに向けて何かしら、あのままで大丈夫なのか。そのときの気候によって芝生の生え具合であったり管理方法も変わってくると思うんですよ。そこの辺り、今すぐというのは、やっぱりあれを全部張り替えるには億かかるでしょう。だから、そういうふうのを考えると簡単にはできないんですけど、やはり今後の計画の中で組み入れておく必要があると思うんですよ。担当課の課長として所見を聞かせていただいていた方がいいですか。

○議長（徳村博紀君）

嶋江生涯学習課長。

○生涯学習課長（嶋江克彰君）

お答えいたします。

蟻尾山の芝につきましては、陸上競技場ができたときから、既に20年以上になると思います。その間、毎年管理をきちんと行ってきて、今使えるような状態になってはいるんですけども、ただ、管理をする機械が野球場のほうと陸上競技場のほうと違う種類の芝があって、どうしても種とかが混ざってしまって、今は陸上競技場内のフィールドの芝は2つの芝が混在しているような状況です。ですので、それは何年も前から指摘がされているところでありまして、いつか更新をしなければならないということは前々から言われておりました。今、陸上競技場と外側のレーンのところなんですけれども、3種公認なんですけど、その更新が2年後ぐらいに迫っております。前回のときに芝のほうも、芝と走るレーンとの段差があ

るということで、そこをフラットにしなければいけないという御指摘もありますので、来年度国スポがありますから、それ以降に改修が必要ということは認識しております。財政的な面もありますので、今後、庁内で協議して、更新をしたいと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

最後にしますけど、今、鹿島市が持っている様々な財産というか、施設は、本当にぎりぎりまでそれを使っていて、芝生にしてもそうなんですけど、そこでやり変えるとかとなると、また大きな財源が必要になるんですね。やっぱりそういうふうなところを考えると、少しお金はかかるかも分からないけど、しっかりとしたグラウンドフィールド内の管理をしてもらいたいなど。やっぱりそれはそこを利用する選手たちのけがにもつながると思うんですよ、それをやっていないと。だから、その辺りは、今本当に財源的には厳しいのかも分かりませんが、しっかりとした計画を練っていただいて、担当課として、部課長会で進言していただくようお願いをしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第4号は終わります。

日程第3 報告第5号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3. 報告第5号 令和4年度鹿島市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、報告第5号 令和4年度鹿島市一般会計事故繰越し繰越計算書について御説明いたします。

議案書の7ページをお願いします。

地方自治法施行令第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、令和4年度鹿島市一般会計事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

事故繰越しとは、あらかじめ繰越しを予想していなかったものの、避けることができない事故などのために、年度内に支出が終わらない場合に行う予算の繰越しの一つであります。

8ページをお願いします。

事業名は、過年発生農地農業用施設災害復旧事業です。翌年度繰越額は31,893,500円で、財源内訳は、県支出金が31,383,204円、その他が127,574円、一般財源が382,722円となっております。

この事業は、令和3年度から令和4年度へ繰越明許費として繰り越した事業であり、この場合の事業期限は翌年度限りとなっており、令和4年度内に事業を完了しなければなりませんでしたが、河川内のコンクリート打設工事に関し、関係者との工期調整に不測の日数を要したことにより、年度内に事業の完成が困難となり、事故繰越しの手続を行い、事業期間を令和5年度まで延長するものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第5号は終わります。

日程第4 報告第6号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4．報告第6号 令和4年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、報告第6号 令和4年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について御説明いたします。

議案書の9ページを御覧ください。

本案件は、地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度鹿島市水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり報告するものでございます。

議案書10ページを御覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、1款．資本的支出、1項．建設改良費、事業名、久保山配水池改修事業でございます。

予算計上額43,450千円から支払義務発生額17,380千円を差し引いた翌年度繰越額は26,070千円でございます。この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、当年度損益勘定留保資金70千円、企業債26,000千円でございます。

今回の予算繰越しは、令和4年度第19号山古賀配水池築造工事に伴う電気計装盤等の一部資材が入手困難となっており、製品の製作に不測の日数を要し、年度内での完了が困難と

なったため繰越しを行ったものでございます。

このため令和4年度内に支払い義務が発生しなかった予算額26,070千円につきまして、令和5年度に繰越しして使用することといたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告いたします。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第6号は終わります。

日程第5 報告第7号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5．報告第7号 令和4年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

当局の説明を求めます。田代下水道課長。

○下水道課長（田代 章君）

報告第7号 令和4年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書について御説明をいたします。

議案書は11ページになります。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和4年度鹿島市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり報告するものでございます。

12ページを御覧ください。

ここは地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越計算書でございます。

1行目、未普及解消事業となります汚水準幹線・枝線管渠築造工事及び舗装復旧工事は、土壤汚染対策法に基づく土地の変更届出に伴い、その調査に不測の日数を要するなどの理由により年度内の完了が困難となったため、予算計上額354,539,400円のうち175,211,700円を繰り越しております。

2行目、中牟田雨水ポンプ場改築工事、除塵機になりますが、予算計上額102,000千円のうち74,780千円を繰り越しております。繰越しの理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、製作工場の稼働率が低下したことにより資機材の納品が遅れ、年度内完了が困難になったためでございます。

3行目、南舟津雨水ポンプ場更新工事は、予算計上額194,900千円のうち84,300千円を繰り越しております。近隣住民への騒音、振動の影響を考慮した解体工法の検討に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったため繰り越すものでございます。

以上、建設改良費の繰越額合計は、予算計上額651,439,400円、支払義務発生額317,003,700円となり、翌5年度への繰越額は334,291,700円となります。

次に、13ページを御覧ください。

ここは地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による下水道事業費用の繰越計算書となります。

公共下水道事業経営戦略改定業務は、予算計上額5,960千円から支払義務発生額3,300千円を差し引いた翌年度繰越額は2,320千円でございます。本市の公共下水道事業は、雨水対策費の比率が高い特異な会計であるため、雨水と汚水の一体的な当市財政計画の作成に不測の日数を要したことから、年度内での完了が困難となったため繰り越すものでございます。

以上、予算繰越計算書についての報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第7号は終わります。

日程第6 報告第8号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6．報告第8号 令和5年度鹿島市土地開発公社事業計画についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、報告第8号 令和5年度鹿島市土地開発公社事業計画について御説明いたします。

議案書の14ページをお願いします。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度鹿島市土地開発公社事業計画を別紙のとおり報告するものでございます。

別冊の令和5年度鹿島市土地開発公社事業計画で御説明いたしますので、御準備をお願いします。

鹿島市土地開発公社は昭和48年に設立し、市の事業と連携しながら事業を推進して、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてまいりました。現在、全ての保有地を売却しており、本年度は公社を維持していく必要最小限の予算を計上いたしております。

事業計画書の1ページをお願いします。

本年度の収入支出予算は、収入11千円、支出22千円といたしております。

2ページをお願いします。

収入支出の内訳でございます。収入につきましては、事業外収入で利息収入11千円を計上いたしております。支出につきましては、管理費22千円を計上いたしております。なお、支出に対して不足する収入につきましては、前年度繰越準備金で補てんすることといたしております。

3 ページをお願いします。

資金計画でございます。左の受入れ資金につきましては、事業外収入11千円と、前年度繰越金37,028千円を加えた37,039千円でございます。支払い資金は予算の支出と同額の22千円でございます。

4 ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。収入は利息収入11千円でございます。

5 ページをお願いします。

支出の内訳になります。旅費、需用費、負担金などの経費22千円を計上いたしております。

なお、この事業計画につきましては、去る3月22日に鹿島市土地開発公社の理事会で議決をいただいたものでございます。

6 ページと7 ページは参考資料として、予定損益計算書と予定貸借対照表を掲載いたしておりますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですから、以上で報告第8号は終わります。

ここでお諮りいたします。議案第30号から議案第32号までの3議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号から議案第32号までの3議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第7 議案第30号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第30号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。寺岡総務課参事。

○総務課参事（寺岡弘樹君）

それでは、議案第30号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、議案書15ページをお願いいたします。

提案理由ですが、人事院規則の一部改正に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当について所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

議案書16ページがその内容でございます。

具体的な内容につきましては、議案説明資料により御説明いたしますので、議案説明資料の2ページをお願いいたします。

改正内容の説明に先立ち、特殊勤務手当について御説明いたします。この手当は、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他著しく特殊な業務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給するものでございます。

それでは、改正の内容について御説明いたします。

まず1項目め、改正理由ですが、人事院規則の一部改正に準じ、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当について所要の改正を行うものでございます。

次に2項目め、改正の経緯でございますが、令和2年11月1日から新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業等につきましては、その特殊性、困難性に鑑み、特例として特殊勤務手当を設けておりましたが、令和5年5月8日に、いわゆる感染症法における新型コロナウイルス感染症の位置づけが2類相当から5類感染症へ移行されたことに伴い、季節性インフルエンザ等と同様な扱いとなったことから、特例を設ける必要がなくなったものでございます。

続いて3項目め、改正内容について御説明いたします。先ほどの経緯を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の特例を廃止するとともに、今後、新型コロナウイルスの変異株が特定新型インフルエンザ等に該当し、政府の対策本部が設置されるなどの事態になった場合は、これまでと同様に手当を支給できるものとした改正を行うものでございます。

次に4項目め、施行期日でございますが、公布の日からとするものでございます。

続きまして、議案説明資料1ページの新旧対照表をお願いいたします。

条文といたしましては、これまでは附則第2項で新型コロナウイルス感染症の特例を規定し、附則第3項で新型コロナウイルス感染症を除く特定新型インフルエンザ等についての規定を設けておりましたが、今回、附則第2項を削り、附則第3項で新型コロナウイルス感染症を除くと規定しておりました部分を削除することで、新たな変異株等が特定新型インフルエンザ等に該当した場合に、この項の規定で対応できるようにし、また、同項を附則第2項に繰り上げる内容としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第30号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第31号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第8. 議案第31号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

それでは、議案第31号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は17ページでございます。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

改正内容については議案説明資料で説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

議案説明資料の11ページをお願いします。

2の主な改正内容です。(1)森林環境税の創設は、地球温暖化防止や土砂災害防止、水源涵養機能など、森林の有する公益的機能を維持するため、森林整備や木材利用等の推進に活用するものとして、森林環境税を令和6年度から個人住民税均等割と合わせて賦課徴収するものです。森林の有する公益的機能は国民に広く恩恵をもたらしているものの、林道や作業道から遠い、また急斜面であるなど、条件の不利な森林は伐採や搬出コストがかさみ、林業経営による整備が期待できないため、森林の適正管理に対する大きな課題となっております。

このような状況の中、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立し、これらの制度が創設されました。

なお、森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課する国税で、年額1千円を市町村が個人住民税と合わせて賦課徴収を行い、都道府県を經由して全額を国に支払うこととなります。

次に、(2)軽自動車税の措置として、1つ目は①の燃費・排ガス不正行為に係る措置となります。自動車メーカーの不正行為に基づき、車両取得者に対して本来の税額より少なく賦課徴収した軽自動車税について、当該不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして不足分を賦課徴収する際、不足額に加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものとなります。

令和4年3月移行に発生した一部の自動車メーカーによる燃費性能、排出ガス性能に係る不正行為は、自動車の環境性能に応じて優遇される税制措置の根幹を揺るがすものであり、社会的影響も大きいことから、再発防止策を強化するものとして今回の改正が行われています。

なお、この措置が適用されるのは、令和6年1月1日以後に取得された車両に対して賦課する軽自動車税環境性能割並びに令和6年1月1日以後に納税義務が発生した者に課する令和5年度分の軽自動車税種別割及び令和6年度以後の種別割を対象とするものになります。

次に、②の特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率区分の見直しです。令和4年4月に成立した道路交通法及び道路運送車両の保安基準の一部改正により、原動機付自転車に区分される外部電源により供給される電気を動力源とするもので、モーターの出力、車体の大きさ、最高速度の3つの要件全てに該当する電動キックボード等が特定小型原動機付自転車として新たに定義されました。

この3つの要件については、12ページを御覧ください。1つ目は、原動機の定格出力が0.6キロワット以下。2つ目は、長さ1.9メートル、幅0.6メートル以下。3つ目は、最高速度が時速20キロメートル以下となります。

近年、都市部においては、電動キックボードが手軽な移動手段として普及してきており、新たな乗り物を安全に、また便利に使える社会づくりを進めるため、関係法令の改正が行われたところです。

12ページ中段の表は、原動機付自転車の税率区分における改正前と改正後の対象車両の違いを下線で表示しております。改正前において、ミニカーの税率区分に該当していた三輪以上の電動キックボード等のうち、特定小型原動機付自転車の3つの要件を満たすものは、50cc以下の原動機付自転車と同じ税率区分の2千円となります。

最後に、3の施行期日です。(1)の森林環境税の創設は令和6年1月1日。(2)の軽自動

車税の措置のうち、①の燃費・排ガス不正行為による措置は令和6年1月1日。②の特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率区分の見直しは令和5年7月1日となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑はありますか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今、環境問題を理由にして、いろいろな市民に負担をかけるような問題が出てきていますね。今回も特に税がかけられるわけですが、この中で1つお尋ねをしたいと思いますのは、ミニカーですね、小型自転車といいますか、これに対する税が今回上がっておりますが、今の高齢者の方で結構これを使っている人が多いわけですね。御存じだと思いますが。大体今、鹿島市でどれくらい普及しているのか御存じですか。分かったらお答えください。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

お答えいたします。

先ほど御質問いただいたミニカーというのが、恐らく御高齢者が使用されているシニアカーと呼ばれるものではないかと存じます。このシニアカーについてですけれども、原動機を用いたシニアカー、または電動車椅子などがございますけれども、これは歩行補助車として道路交通法施行規則で規定されておまして、最高速度が時速6キロ以下であることが条件となっております。これについては、歩行者として見なされるため、今回の条例改正の中でうたっておりますミニカーというものではございません。

先ほどミニカーがどれくらいあるかという御質問でしたけれども、申し訳ございませんが、市内の御高齢者の方がどれくらいシニアカーを使っているかは、こちらのほうで把握してございません。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

私もその内容的なのは、車のあれはよく分かりませんが、今本当に高齢者の方たちがそういうのを利用されているのは多いわけですね。だから、環境を守らんといかんというのは、その意味は分かりますが、そういうのを全てこういう一つ一つ国民の税金から取るというような、これは国がそういう規定をしていると思いますが、私は許されないなと思います。

それからもう一点、森林環境税です。これも意味は分かりますよね。しかし、今まで振り返ってみますと、森林関係に対して、いろいろな環境の整備その他、国や県、市は十分にやってきていなかったと思うんですよね。そういうのをほったらかしにしながら、いざこう

いう形になると税金を取って、その環境を守るんだというような、そういう在り方は私は許されないと思うんですね。だから、1人1千円といえども、皆さん本当に大変な負担ですよ。いっぱいそういうのが重なってきますからね。だから、こういう森林の環境その他については国がもっと責任を持たなくてはいけないと思いますし、今特に国の動きを見ておきますと、子育ての問題、環境の問題いろいろありますが、うたい文句はすばらしいことが言われておりますが、しかし、それに対する財源措置なんていうのは全く予定がされていない。そして、そういうのは全てにいろいろな形で、国民、市民に負担をかけるというような在り方、これは私は絶対許してはいけないと思います。

ちょっと私よく分かりませんが、この森林環境税については令和6年度から個人市民税均等割ということで、これは個人にかかるんですか、それとも世帯の全体的な所得に対してかかってくるんですか、その辺についてお答えください。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

お答えします。

森林環境税については、先ほど御説明いたしましたように、国内に住民票を有する個人に対して課するということになっておりますので、世帯ではなく個人一人一人ということになります。

なお、この森林環境税については、個人の市民税が賦課されたものに対してのみでありますので、これが非課税の方に関しては、この森林環境税も賦課されないものとなります。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

非課税の方はかからないということですが、個人一人一人ということは、その人数によって均等的に1千円で、5人だったら5人分、10人になったら10人分、そういう形になるんですね。これを聞いても、全く私はそういうことは許されないと思うんですよ。環境について、またそういう問題については、自治体が、国や県が責任を持っていくのが当然のことだと思いますが、今まで全く手をつけないでいて、今になってからこういう形で国民に負担をかけるというやり方は、私は絶対に許せないと思います。

討論には立ちませんが、これは私は賛同できませんので、意見として申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をいたします。11時5分から再開をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案第31号の質疑を続けます。

質疑ございますか。7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

森林環境税についてお尋ねをいたします。

令和6年1月1日から徴収ということですが、それに先立って数年前から森林環境譲与税ということで国のほうから頂いていると思いますが、これは農林水産課のほうで処理をされているのか、現在までにどれぐらいの譲与税が来ているのかということをお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えをいたします。

議員おっしゃいますように、これにつきましては令和元年から市のほうが譲与を受けておりまして、一旦基金のほうに積み立てまして、森林保全に対する予算として充当いたしております。令和4年度末までで、現在37,800千円ほどの譲与が4か年でなされているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

まず、令和6年度から森林環境税を引かれるということは、前もって頂いたものをこれで返していくという形になるんですかね。それとも、森林環境譲与税というのは、その財源じゃなくて、別のほうから来るといふ、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

お答えします。

先ほど議員がおっしゃいました森林環境譲与税については、当初の計画では、後年に賦課される森林環境税を基に事前にお配りするというような形で計画をされておりましたけれども、これが後ほど変更になりまして、森林環境税自体は令和6年度から賦課されることとなりますが、これまでの譲与税については令和5年度までとなりますが、地方公共団体金融機

構の公庫債権金利変動準備金を財源として交付することになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

森林環境譲与税につきましては、最初の令和元年の説明のときには、多分、森林率かによって地方公共団体に譲与される税額が決まってくるというふうな説明があったんじゃないかなと思います。鹿島市としては、気になるところは、納めた金ともらう金がどうなるのかなというあたりですね。もちろん、多分、東京とか都会のほうでは森林が少ないので少なく譲与されるのかなと。多いところは多く譲与されるのかなということなんですけど、佐賀県全体でもいいですので、払うお金と頂くお金のバランスというのは現在分かれるでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

お答えいたします。

確定額ではございませんが、見込みといたしまして、令和6年度以降賦課される森林環境税については約14,000千円を見込んでおりまして、譲与税額については16,000千円ほどを見込んでおりますので、譲与税額のほうが大きくなっております。

○議長（徳村博紀君）

7番樋口作二議員。

○7番（樋口作二君）

ありがとうございました。森林に出かけてみますと、荒れているようなところも大変多いです。やっぱり森林を守るということは、これからの鹿島市の環境にとってもとても大切なことだと思います。お金の面を併せて盛り上がって森林を守っていければいいなと思いました。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今お話をしているこの森林環境税、樋口議員が以前この議会でも可決をした森林環境譲与税のお話をされましたけど、担当課長がおっしゃるそのバランスはちょっと違うような気がするんですね。幾ら税金を納めるから、じゃ、幾ら鹿島市に来るとかという問題ではなく、これを松尾征子議員の質問のときに、1世帯からではなく個人というふうなお話をされたと思うんですけど、これは今、令和6年1月からの試算で14,000千円ほど収入、この森林環

境税を徴収するというお話だったと思うんですけど、これは鹿島市の人口の納税者で、何歳以上とかになるんですか。それとも、これは税金を納めている世帯主さんだけになっているんですか。その14,000千円の内訳はどういうふうになっていますか。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

お答えします。

この森林環境税の見込額14,000千円ということで申し上げましたけれども、対象者が約1万4,000人ということで計算しております。これについては、ここ数年の個人住民税の均等割を賦課されていらっしゃる納税義務者の方の人数が毎年大体約1万4,000人ほどでございますので、その掛ける1千円ということで14,000千円を森林環境税として見込んでいるということでございます。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

じゃ、鹿島市の人口が2万8,000人弱として、その半分ぐらい、1万4,000人。そしたら、1世帯、子供さんとかなんとかがいた場合は、それ掛けるの1千円というふうに考えていいんですか。

○議長（徳村博紀君）

田中税務課長。

○税務課長（田中美穂君）

お答えいたします。

森林環境税については、個人住民税の均等割を賦課されていらっしゃる納税義務者に対して1人1千円ずつということになっておりますので、お子さんですとか納税義務がない方に関しては、この1千円は課せられないということになります。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

すみません、ありがとうございました。

納税義務者ですね。議員からの質問への答弁の中で、できるだけ簡潔に答弁をしようというところは分かるんですけど、そのところが私たちが後ろにいて、いろいろ議員同士でちょっと分からないところがあったので、こういうふうに税金をかけていくということに関しては、少し時間を割いてでもしっかりと説明をしていただきたいなど。

この議案審議に入る前に、各常任委員会で、これだったら総務のほうですかね、こちらの

ほうで説明をされていると思いますが、半分の議員は聞いておりませんので、しっかりとその辺りを説明した上で議案の提出をしていただくと、それをお願いしておきます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第31号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第31号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第32号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第9 議案第32号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）についてであります。

当局の説明を求めます。村田財政調整監。

○財政調整監（村田秀哲君）

それでは、議案第32号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書の22ページをお願いします。

本案について、別紙のとおり補正予算書を提出するものでございます。

説明は補正予算書と議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いします。

まず、補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、予算の総額に390,865千円を追加し、補正後の予算の総額を15,963,865千円といたすものでございます。

2ページから6ページにつきましては、今回補正の集計表となっております。

7ページから8ページは、今回補正の事項別明細書となっております。

9ページをお願いします。

ここから歳入の主なものを御説明いたします。

14款1項2目．衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を44,480千円、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金を1,264千円増額いたしております。

10ページをお願いします。

14款2項1目．総務費国庫補助金は203,048千円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを計上いたしております。

14款2項2目．民生費国庫補助金は6,998千円で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金などを計上いたしております。

14款2項3目．衛生費国庫補助金は34,752千円で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金などを計上いたしております。

12ページをお願いします。

15款2項4目．農林水産業費県補助金は14,586千円で、新規就農者育成総合対策事業補助金や、さが園芸生産888億円推進事業補助金を増額いたしております。

14ページをお願いします。

17款1項1目．総務費寄附金は、個人様からのふるさと人材育成支援寄附金として150千円を、同じく4目．教育総務費寄附金は、個人様からのICT教育活動支援寄附金として1,000千円を計上いたしております。

15ページをお願いします。

18款1項1目．基金繰入金は、財政調整基金繰入金を24,000千円、ふるさと納税基金繰入金を49,147千円増額いたしております。

16ページをお願いします。

20款5項6目．雑入は3,166千円で、コミュニティ助成事業助成金などを計上いたしております。

17ページ以降の歳出につきましては、別冊の議案説明資料で御説明いたしますので御準備をお願いします。

議案説明資料の13ページから15ページは、今回補正の増減比較表、16ページは歳入の概要で、先ほど補正予算書で説明いたしましたので省略いたします。

17ページをお願いします。

主な歳出の概要です。

ナンバー1のふるさと人材育成支援事業は、個人2名様からの御寄附を後年度に活用するため、ふるさと人材育成支援基金積立金670千円を計上いたしております。

ナンバー2の長崎本線利用促進事業は、長崎本線の利用者増を目的に、特急利用の市民グループに片道1千円を助成するほか、特急利用者へ市内指定箇所利用できる電子クーポン

を発行し、利用促進に取り組む経費として4,000千円を計上いたしております。

ナンバー3の保育所等給食費支援事業は、物価高騰による子育て世帯の負担軽減を図るため、給食を提供する保育所、認定こども園の食材費等の高騰分に対する補助を行うため、9,662千円を計上いたしております。

ナンバー4の住民税非課税世帯生活支援給付金給付事業は、物価高騰の負担感が大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり30千円の生活支援給付金を給付する経費として92,000千円を計上いたしております。

ナンバー5の生活困窮者自立支援の機能強化事業は、物価高騰等の影響下での生活困窮者支援体制を強化するための自立支援体制強化事業及びプラットフォーム設置事業を行う経費として7,500千円を計上いたしております。

ナンバー6の医療機関物価高騰対策支援事業は、電気料金高騰の影響を受ける医療機関での安定的な医療提供を図るため、市内の医療機関に支援金を支給するため7,500千円を計上いたしております。

ナンバー7の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る春開始接種及び秋開始接種などに伴う経費として72,655千円を増額いたしております。

ナンバー8の地域再生可能エネルギー導入事業は、鹿島市カーボンニュートラルに向けた戦略や、地域再生可能エネルギー導入目標を策定する経費として10,198千円を計上いたしております。

18ページをお願いします。

ナンバー9の新規就農総合支援事業は、認定新規就農者数の増加見込み及び経営発展支援事業への取組に伴う増などにより10,500千円を増額いたしております。

ナンバー10の農漁業者燃料費高騰支援事業は、燃料費が生産コストに占める割合の高い漁業者及び施設園芸農業者についての事業継続のための支援金を支給するため、16,000千円を計上いたしております。

ナンバー11の漁場環境改善対策事業は、近年、漁獲量が激減しているサルボウ漁に関し、稚貝が着底しやすい漁場を造成する費用に対して補助金を交付するため、4,000千円を計上いたしております。

ナンバー12の物価高騰に伴う商品券配布事業は、物価高騰等の影響により冷え込む消費を喚起し、地域経済活性化を図るとともに、市民生活を支援するため、市内店舗等で利用できる商品券、「かしまを元気に！まるごと応援券」3千円分を市民全員へ配付する経費として96,789千円を計上いたしております。

ナンバー13及び14の小学校及び中学校一般管理事業は、個人様からの寄附を活用し、1人1台パソコンでの家庭学習に必要な通信環境がない家庭にWi-Fiモバイルルーター

ターを貸し出す経費として、合わせて480千円を計上いたしております。

ナンバー15の学校給食費支援事業は、食材費高騰の影響による保護者の負担軽減を図るため、学校給食における食材費高騰の補助を行うため7,350千円を計上いたしております。

今回、補正予算の主な内容は以上でございます。

なお、19ページには参考資料として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業を取りまとめて記載しておりますので、御参照ください。

また、20ページには今回補正後の積立基金の状況を掲載しておりますので、御参照ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

補正予算書説明の歳出の17ページ、情報システム管理費4,465千円、マイナポイント申込支援事業委託料についてお伺いいたします。

まず、6月8日の佐賀新聞に、他人口座の登録はマイナンバーカード取得者に付与するマイナポイントの申込みを受け付けるため、市町村が開設した支援窓口でミスが相次いだと掲載されていまして。鹿島市も同様に開設をしています。鹿島市で誤登録のミスはありませんでしたか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

マイナポイント支援窓口での登録口座の間違ひにつきましては、設置している操作端末で前の利用者が一旦接続を切らずに、次の利用者がそのまま作業したことが原因だと言われております。

本市では、前の方が操作をした後は必ず一旦接続を切って、次の方の作業を行うよう委託当初から事業者には指示をしております。また、毎月の報告では、特にトラブルがないことの確認も行っており、口座の誤登録の報道後、事業者には指示どおり運用してもらっていることも再度確認をいたしました。

したがいまして、現在のところ、鹿島市の窓口支援においては誤登録はないものと考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

現在のところ、何もないということですよ。今から絶対ないということですよ。

それで、マイナンバーカードの間違いが発生した場合の責任の問題がありますね。それで、マイナポイント申込支援等業務委託を一般財団法人鹿島デジタル社会推進協会が落札していますね。

一般社団法人は非営利法人ですね。一般的にNPO法人、社会福祉法人、学校法人などは、同じ営利法人でも多くは監督官庁があり、県庁や国から指導監督を受ける義務があります。法人申請には、申請から許可までこのNPO法人やったら数か月かかりますね。このような煩雑な手続、指導、監督が一切ないのが一般社団法人です。一般社団法人の手続は数日で終わります。一般社団法人は手続が簡単な任意団体ですね。2名以上で誰でも設立できます。一般社団法人には監督官庁が存在しないため、活動は一切自由ですね。

現在発生している誤登録の問題があった場合に、任意団体である鹿島デジタル社会推進協会に責任を負わせることは不可能です。全責任は市が負うことになります。誤登録が発生した際の市の責任は誰が取るのか、また、その対応について答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

誤登録や間違いがあった場合につきましては、市のほうで責任があるものと理解しております。

また、その対応につきましては、その原因究明をしまして、その間違いの原因に応じて修正等をお願いすることになるかと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

市が負うということは、市長が負うということですね。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

市の責任ということで、市のトップということは市長でいらっしゃいますけれども、市の担当課、その部局、その辺りの責任も問われることかと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、このプロポーザルで落札をされていますね。そのプロポーザル方式は企画競争入札ですね。このプロポーザルに応募した3社について教えてください。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

プロポーザルにつきましては、昨年10月に行っております。プロポーザルに3社が参加しております。

1つ目が株式会社エスプールグローバル、2つ目がNTTマーケティングアクトProCXです。3つ目が一般社団法人鹿島デジタル社会推進協会、この3つでございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それでは、今紹介のあったことについて、応募された会社について説明をしたいと思います。

まず、NTTマーケティングというのは、事業内容はコンタクトセンタービジネス等BPO業務運営事業、業務委託の事業ということですね。資本金は1億円です。株主は西日本電信電話株式会社100%ですね。それから、今さっき言われた株式会社エスプール、これは本社は資本金が372,200千円ですね。売上高も26,650,000千円あります。この会社は、令和4年9月30日に武雄市の企業立地課との協定で、武雄市との進出協定締結が行われております。ゆめタウンの中に事務所が開設されております。このエスプールというのは、全国の市町村でも採用されていて、かなり大きな、DXにしても専門的な会社ですね。それで、今この2つについては紹介いたしました。

それでは、鹿島デジタル社会推進協会の説明をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

一般社団法人の鹿島デジタル社会推進協会につきましては、令和4年8月に設立された法人でございます。こちらにつきましては、デジタル技術を活用して地域の産業の発展やまち

づくりに資することを目的として事業を行っておられます。

プロポーザル時点での推進協会の経験とか実績につきましては、設立して間もないということもございますので、法人についても技術、経験、実績というのは乏しいものの、推進協会にはスマホやタブレットなど情報端末を扱っている会社の方や、情報システム関連の会社に勤めている方が会員におられます。また、スマホ教室やキャッシュレス体験教室などの講師をされている会員もいらっしゃいます。そういった意味では、一定の技術は持ち合わせておられる法人だと考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それで、今、下で受付を行っている方は、今言われた方々の会社から派遣されてきているわけですか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

会社の方が1人必ずいるということと、あと、アルバイトの方を雇っていらっしゃいます。アルバイトの方、そちらの今、主に2人体制でやられているということで確認しております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

その会社の方というのは、どこの会社の方ですか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

すみません、会社の方といいますか、一般社団法人のデジタル社会推進協会の会員の方がいらっしゃるということで確認しております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

この社団法人は社員となってますよね、3名。その方たちはいないということ。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

一般社団法人が会員さんにもなっていますけれども、それは一般社団法人の社員総会というのが行われますけれども、その社員として会員さんも社員だということでなっております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

会員さんも社員なわけですか。その社員というのは給料をもらわるところとなってますね。その方たちは会員の方も給料をもらうわけですか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

一般社団法人の社員につきましては、給与とか報酬とかにつきましては通常どおりもらうことができるということとなっております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

なかなか苦しい答弁ですので、もうよかです。分かりました。

NTTとエスプールは、先ほど会社の概要を説明しましたように、今回のマイナポイント申込支援等事業委託の業務に対して、資金力、信用度、技術力、経験、実績、どれを取っても信頼できる会社ですね。2社とも全国規模の大きな企業です。また、全国の市町で採用されております。

鹿島デジタル社会推進協会の資金力、信用、技術、経験、実績を教えてもらいたいと思いましたが、答弁では、設立が新しくて全然経験とか実績はないということですよ。

この3社で鹿島デジタル社会推進協会がプロポーザルの中で最優秀提案とされた理由を教えてください。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

3社のプロポーザルの総合点で一番高かったのが、確かに鹿島デジタル社会推進協会でございます。ほかの2社と比較しまして、実績の項目では低い点数でございました。ただ、それ以外の項目で特に点数が高かったのが、窓口が混雑する際は速やかに人員を増すなど、

柔軟な対応の項目、本事業を効率的、効果的に実施するための独創性のある提案であるかの項目などございまして、平日に来られない方のために休日も出張窓口を設ける提案をされたのはこの推進協会だけでございました。

窓口に来られる方の利便性や市民に寄り添った対応が期待できたため、高い評価につながったものと考えております。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

それは一つのプロポーザルの条件ですよ。その条件は、前もってその2つの会社に言うとしてよかとやなかですか。それは条件だから不公平ですよ。その会社だけが窓口に来てくれると。それなら、窓口に来てくれるような条件を相手にもつけとったらよかわけでしょう。あれだけ大きな会社ですから。このデジタル社会推進協会もアルバイトを雇っているわけですよ。その2つの会社も、武雄にも営業所を開設されておりますので、そこが優秀だから選ばれたというのは、ちょっと不思議な感じですよ。技術、それから信頼ですよ、資金力、それは全く点数にはならないということですか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

プロポーザルの評価につきましては、もちろん技術、あと価格とか、先ほど申しました柔軟な対応、あとは独創性のある提案であるとか、そういったものが総合的に評価されることになっております。

点数の配分につきましては、それぞれ点数の配分がまちまちでされているということでございます。

○議長（徳村博紀君）

4 番中村日出代議員。

○4 番（中村日出代君）

今の説明では、なかなか市民の皆さんも聞いている方もどうかなと思うと思います。

2社は1億円、3億円の会社ですよ。もう一個は、社員の方はその時点では3名ですね。その3名の方は市のOBの方もおられます。

それでは、このプロポーザルの仕様書、選定委員会議事録、評価結果、予算の内訳書を議会のほうに提出するように要請します。議長、お願いします。

○議長（徳村博紀君）

資料の提供が上がっておりますけれども。松丸DX推進室長。

○D X推進室長（松丸環大君）

議員から要求がありました資料につきましては、提出をしたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

4番中村日出代議員。

○4番（中村日出代君）

補正の4,465千円の内容については、他の議員の方々が質問しますので、私はここで終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

私のほうからは補正予算書17ページの情報システム管理費の、先ほど中村日出代議員から質問があっただけでマイナポイントの申込支援等の委託料について質問いたします。

現在も1階のほうでマイナポイントの申込みの支援窓口、ずっと開催されておりますが、マイナポイントについても、やはり申請の援助をしていただいていますし、非常に申込みの件数も増えてきているんじゃないかなと思っております。

このマイナポイントの申請が一番多かった頃が何件ぐらいあって、ここ最近、4月、5月のマイナポイントの申請件数、また、相談件数がどのくらいあるのかということをお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

松丸D X推進室長。

○D X推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

今現在の支援窓口につきましては、11月から始めておまして、一番多い月では12月の1,377件です。2月、3月と1,200件を超えておまして、4月、5月に入りまして、4月が743件、5月が694件ということになっております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

ピークは過ぎたと思うんですけども、まだまだ件数としては多いかなという気がしておりますが、このマイナポイントの申込支援というのは、基本的に窓口、1階のほうでいつまでされるのでしょうか。

それと、この4,465千円、この予算、これは議案説明資料での説明がなかったんですが、議案説明資料の最初のほうには載っていなかったんですかね。ちょっと私もよく分からなかったものですからこちらのほうで質問をしておりますけど、この4,465千円の内訳につい

て答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

このマイナポイントの支援窓口につきましては、9月末まで設置をすることとしております。

内訳につきましてはですが、これは令和5年4月から9月までの合計の委託費となっております。4,464,900円のうちの人件費は3,933,600円、機器のレンタル代が330千円、一般管理費として118,800円、そして、宣伝費として82,500円という内訳となっております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

4月から6か月分で4,465千円ということですね。

これに関連して、マイナンバーカードも全国的にはいろんな不具合等も起こっているようであり、誤って他人の個人情報が入ったりして、例えば、かかりつけの病院の薬の情報、そういったのが他人の情報であったために、命に関わるような危険性もあるわけですね。

鹿島市においては、このようなことはこれまでなかったと思いますが、こういった不具合なことがこれまであったのか。マイナンバーカードが導入されてからそういった案件があったのかどうか、あるいは市民の皆さんからの苦情なんかはなかったのか、その辺のところを答弁をお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

マイナンバーカードにつきましては、いろいろと誤登録であったりとか、コンビニ交付での間違いであったりというのが発生、報道されております。

まず、コンビニ交付につきましては、鹿島市のほうではシステムが間違いが発生しているシステムとは違うということで、現在のところはそのような間違いは起きておりません。そこはベンダーのほうにも確認しております。

先ほど申しました口座の誤登録につきましても、支援窓口におきましては、そういった間違いのもととなります一旦接続を切るといった作業を徹底してもらっているということで、今のところは間違いはないというところで考えております。

○議長（徳村博紀君）

6番杉原元博議員。

○6番（杉原元博君）

このデジタル化が進むということで非常に便利になる反面、怖さという部分も確かにあると思うんですね。過去には、例えば、直接関係ないんでしょうけど、市営住宅の住宅費を過剰に請求していた問題とか、そういったこともございました。

やはり個人情報についても、いつ、どこで、どういう間違いが起こるか分かりません。ですから、ここはやっぱり慎重に今後やっていただきたいと思いますし、便利になって、それをいいほうに活用していただいて、特にデジタルに不慣れな高齢者の方については、本当に寄り添った支援をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

同じところで質問します。

4月から9月のさつき費用とおっしゃいましたかね。今、6月ですけど、今まで、じゃ、4月、5月分は取りあえず働いてもらって、前の月の分とか前々月の分を払うような形で今補正予算をつけているということですか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

このポイント申込みにつきましては、申込期限が5月末までに延長されたのが発表されたのが2月17日でございます。また、3月末に9月末までということで発表がっております。それで、令和5年度予算の当初では計上しておりませんでした。ポイントの申込操作に困って来ていらっしゃる方がやはり多くいらっしゃいましたので、支援窓口を一旦中止することはできないということで、令和5年度の既決の予算内で特例協議と予算流用によりまして、マイナポイントの申込支援業務をそれを委託に充てているということでございます。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

分かりました。特例協議という言葉も初めてだったので、専決処分の内容とかに当たるのかなと思ってちょっと確認をしました。

先ほどの中村日出代議員の質問と答弁を聞いていると、やっぱりこのプロポーザル方式については、かなりそういう実績がないところに、もともとそういう業務を全国規模の会社じゃないところにするのも少しどうなのかなと。地元密着の一般社団法人かもしれないですけど、そういったところは少し疑問が残るような案件ではあるなというふうに私も思いました。

しかも、8月にできて、すぐその後、10月に取られているのかな。そういったプロポーザルをするときは、やっぱりかなりそういったところも考慮してせんと、おかしくなるようなこともあるんじゃないかなと。疑念を抱かれるようなことをしたら、なかなかいけないんじゃないかなと思います。

ちなみに、その一般社団法人はどこにあるんですか。また、DXの研究会は社協内に事務所があると思いますけど、その一般社団法人も社協内に事務所があるんですか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えいたします。

定款によりますと、事務所は佐賀県鹿島市に置くということで書いております。事務局副理事長さんをされている方が今社協にいらっしゃるということで、そちらのほうかと考えております。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

副理事が社協にいらっしゃるということであれですけど、本来でいうと、市からもともと社協に出向していた形になっとったですよ。今は違うかもしれないけど、例えば、そういった社協に事務所を置いたり、じゃ、副理事長になって役員手当とか出るのかとかね。公務員さんは今、基本的に農業とか以外じゃ、あまり兼業とかできないような取扱いじゃないかなと思います。社協の事務局長も、もともとは出向で行ったけど、今は鹿島市の予算じゃ給料を払っていないかもしれないけど、同じような準ずる団体なので、本当は社協本来の業務に集中してもらいたいなど。

じゃ、本来の社協の業務のときにDXとかマイナポイントのこととかをするのかとか、そういった疑念を生じさせるようなことはやっぱりやめたほうがいいと思うし、今話を聞いていたら、私たちもかなり大丈夫なんだろうと思うような案件だと思います。その辺も今後考慮に入れてもらいたいなというふうに考えます。

ちなみに、先ほど答弁があった中で、6月の申請件数とかは、現状2週間ぐらいしかたっていないですけど、6月はどういうマイナポイントの申請件数、何件ぐらいの登録があった

んでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

申請件数につきましては、毎月分をその翌月の初めに報告をしておりますけれども、口頭で毎日確認をしておりますと、大体日にちで1日20人ぐらいいらっしゃる場所だということで確認をしております。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

このマイナポイントの申請のサポートにつきましては、本当にたくさんの方がポイント申請して、かなりの成果が得られたと思います。窓口をされている方たちも本当に親切で、丁寧に教えてくださっている方たちなので、非常に市民の皆さんがよかったなと思っておられると思いますけど、いろんな面でやっぱりその辺を疑念を生じさせないようなプロポーザルの入札方法とか、そういったことであるべきじゃないかと思います。

今後はだんだん申請者が減ってきたら、ずっと常駐する人数とか、今は2人だけど1人になったりとか、問合せがあったときに対応するとか、そういった形にはなってくるんでしょうか。前みたいに多いときはいいかもしれないけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

マイナポイントの申込みにつきましては、国はその手続を自力で行うことが困難な方についてもマイナポイントを利用できるよう必要な支援を行うことということで、鹿島市のほうも国の補助金を活用して窓口を設置しております。

しかしながら、先ほどありましたとおり、多いときで1日100人ぐらい来られることもあった一時期と比較しまして、現在は大分来庁者も落ち着いているところがございますので、市民の皆様の利便性を維持しつつ、状況に応じて窓口の体制も見直していきたいと考えております。最終的にはその実績に応じて委託料を支払うということになっております。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

午後もちよっとするので調べておいてもらいたいですけど、全国の社協の協会みたいな、

多分あるんですよね。そういったところで、その役員だったり局長の仕事の兼任とかについて定められている項目があります。そういった事務局長をして、ほかの仕事もできるのかとか、そういったことについて、もう少し午後お聞きしますので、答弁の準備をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時5分から再開をいたします。

午後0時2分 休憩

午後1時5分 再開

○議長（徳村博紀君）

午前中に引き続き会議を開き、議案第32号の質疑を続けます。

8番中村一堯議員の質疑に対する執行部の答弁を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

先ほどの中村議員の質問にお答えいたします。

社会福祉協議会の非常勤役員について、兼業が認められているかということの御質問だったと思います。

市の鹿島市社会福祉協議会非常勤等職員就業規則によれば、兼業の制限というのがあります。その中で、非常勤等職員は理事長の許可を受けて、勤務に支障を来すおそれがないものと判断され、局長は就任されていることと判断しております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

今、高本課長がおっしゃった件についてですけど、役員とか理事とか、理事長とか事務局長とか、言葉の取扱いがいろいろ違いますので、そこら辺は、今さっき役員とおっしゃったけど、事務局長とかはたしか役員じゃないから、いろいろ今後そこら辺も含めて状況の把握というのをお願いします。

あと、社会福祉協議会、今回もほかの予算も出ていますが、本来は生活困窮者、いろんな生活で困っている人たちの業務をするところがそういった協議会の本来の役割で、それ以外については社会福祉法においてきちんと目的などは定められておりますので、それ以外の業務については、やはりいろいろ制限があったり、目的外のことはしないようなというふうに、そこは市役所としても確認をしておいたほうがいいと思いますので、そこは課長、いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）いいですね。

今回は、さっきのマイナポイントについて質問をしましたが、やっぱりいろいろ疑問が持たれるようなことは避けてもらいたいなというふうに思っています。先ほど例で出しまし

たけど、副理事長と事務局長の兼任とかできるのかとか、例えば、分からないですけど、二重の給与になっていないかとか、そこの協会の中でどういうふうな取扱いになっているのかとか、そういったところもしっかりとチェックしなければいけないと私たちも思っていますので、そういったところに関しては、きちんとした業務委託先、プロポーザルの入札ができるように、今後はその辺も考えた上でいろんな注意をしてもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

お答えします。

今回のプロポーザル等に関してですけれども、しっかりと業務の目的に応じて、それを最適に提案した業者の方について選ぶというところがプロポーザルの基本じゃないかと思っておりますので、その業務、目的に合った業者を選定するように、仕様書等、あとは業者等の見極めといたしますか、そういったところも判断しながら、総合的にプロポーザルというのを行っていくということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

8番中村一堯議員。

○8番（中村一堯君）

先ほど資料要求がありましたけど、仕様書とか、一般社団法人の会社の概要みたいなのも、さっき定款というふうにおっしゃっていましたが、その辺も併せて資料要求をしたいと思っておりますので、ちょっといろんな確認をした上で、今回の議案審議については、やっぱり皆さん、住民のためになっているので賛成しますけれども、いろんな意味でしっかりとチェックしながら今後議論を深めていきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

一般社団法人の定款につきましては資料を提出したいと思います。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま議論がされておりますマイナンバーカードの件でお尋ねをしたいと思います。

そもそも私は、このマイナンバーカードが顔を出したときから、これはやるべきでないということを議会でも意見を申し上げましたが、その理由としましては、既に全国でいろんな

事故が起きております問題、その他いろんな案件を挙げながら、マイナンバーカードが国民のためにならないということを言い続けてきたことは申し添えておきたいと思います。

特に、今回まずお尋ねをしますのは、10ページにあります、マイナンバーカード交付事務費補助金ということで4,465千円が出ております。今いろんな形でこのマイナンバーカードに関する予算が上がってきておりますが、最初からこれまでマイナンバーカード交付のために使われた予算がどれだけあるのか、まずお答えください。

○議長（徳村博紀君）

松丸DX推進室長。

○DX推進室長（松丸環大君）

私のほうからはマイナンバーカードのポイント付与についての予算をお答えしたいと思います。

マイナンバーカードのポイント、この支援についての補助ということで国のほうから補助金を活用してやっておりますけれども、これが今回の補正予算も含めましたら大体8,000千円ということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今8,000千円ということでお答えいただきました。それ以外にいろいろこれに取り組むに当たっての人件費その他いっぱいあると思うんですね。国から出たお金、市が直接出すお金もあると思いますが、全てこれに関してどれくらいかかっているのか、それを私はお尋ねしたいと思っています。

○議長（徳村博紀君）

山崎市民課長。

○市民課長（山崎智香子君）

市民課からは、マイナンバーカードの交付申請にかかる補助金を、支出と収入のほうをしております。それにつきましては、ほぼほぼ会計年度任用職員さんの人件費になっておりますけれども、大体年度が8,000千円から10,000千円程度ということで、令和3年度から人件費のほうにこちらを充てております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

はっきりした数字が出ていませんね。だから後で、先ほど松丸課長がお答えされたものも

含め、マイナンバーカードに関する全ての費用、いろんなのがあると思いますが、それを正式に出していただきたいと思います。

本当に今ここまでいろんな面で財政的に圧迫しているとき、国も鳴り物入りでやっていますからそれに従わなくちゃいけないというようなことかも知れませんが、やっぱり今の状況を考えるとき、何が大事かということをごひやってもらいたいと思います。その辺についてはお願いをしておきたいと思います。

次に、マイナンバーカードの問題ですが、17ページの件では……

○議長（徳村博紀君）

松尾議員、資料の要求は。

○14番（松尾征子君） 続

終わるまでにその資料をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

よろしいですか。

○14番（松尾征子君） 続

はい。

次に、これは詳しく中村一堯議員のほうからおっしゃいましたが、私はこういう事業を民間に委託するということはどうかと思うんですよね。特に、このマイナンバーカードの問題、よかったにしても、私たち市民の生命、財産を守っていく上での一番大事なところだと思いますよね。そういうところを民間に委託すると。それも初めて出た事業ですから、どこだって委託される業者も専門家は少ないと思いますが、しかし、それなりにそれに対応した人があればいいわけですが、今回このために会社をつくってやるというような、こういう取組ですよね。

だから、この問題については先ほど詳しくおっしゃいましたが、まさに彼が言うとおりで私は思いますが、こういう問題を、これこそ市が責任を持ってここで取り組むということをしないと私はよくないと思うんですよ。既に全国でいろんな問題が出ていますよね。まさに命に関わる問題、先ほど杉原議員もおっしゃいましたが、そういう医療関係の問題だとか、それから、毎日のようにこのニュースは流れておりますが、こういうのをよそに任せる、それも専門的でないところに任せる、こういうことは絶対に私は許せないことだと思いますので、このことについて答弁は要りませんが、その意見を申し上げておきたいと思います。

次にお尋ねをします。

これはまたほかの方もいろいろお尋ねになるとと思いますので、この辺にしておきたいと思いますが、もう一点、これも委託関係の問題です。

福祉関係で21ページ、生活保護総務費のところです。

ここで生活保護管理システム改修委託料、それから、生活困窮者自立支援の機能強化事業

委託料というのが上がっておりますが、この事業について、それぞれどのようなのであって、どこに委託をされるのか、お答えください。

○議長（徳村博紀君）

高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

お答えします。

生活保護管理システム改修事業につきましては、北日本コンピューターサービス株式会社のほうに委託をしております。（「内容を教えてください」と呼ぶ者あり）

内容につきましては、5年に1度行われる生活保護の基準額等の改正に伴うシステム改修となっております。

それから、もう一つの生活困窮者自立支援の機能強化事業委託料につきましては、鹿島市社会福祉協議会のほうに委託をする予定としております。（「どういう仕事か」と呼ぶ者あり）

新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響による生活困窮者支援体制を強化するために、プラットフォーム設置事業と自立相談体制強化事業の2つを委託することにしております。

プラットフォーム設置事業につきましては、事業概要につきまして、長期化する新型コロナウイルス感染症と物価高騰の影響による生活困窮者への支援ニーズの増大化、多様化に対応するために、自立相談支援機関との連携を深め生活困窮者支援体制の強化を図るために、会議体——プラットフォームといいます、会議体を設置しまして、地域の実情に合った支援体制の協議を行うために、共に地域で生活困窮者支援の活動をする民間団体への支援を行います。

それと、自立相談体制強化事業、これは生活困窮者の多様化、複雑化する相談に対応できるように相談体制強化を図るための事業となります。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今御説明をいただきましたが、私は具体的に理解できないんですが、それはそれとしまして、そういうコロナ、その他の生活困窮者の人というのはいろんな問題に対して対応されるということは分かりますが、先ほども大事な命や財産に関する問題をほかの機関でということでは、こういいますが、こういう仕事も私は直接福祉課でやるべきじゃないかと思うんですよ。特にいろんな御相談、お世話もなさっていますから、社協で皆さんの対応をされるのはいいと思います。しかし、最終的にそういう大事な仕事に関しては、やっぱり福祉課のほうか

ちゃんと責任を持って対応する、そういうことにしていけないといけないんじゃないかと。

今いろんな問題で何か大変なものになりますと、すぐ委託だとか、民間何とかとか、そういうことがあっておりますが、結局よく見てみますと、それだけ市役所内の職員の人たちの手が回らないのではないかと私は特に思いますよ。いつも申し上げますが、福祉のほうで仕事をされている人を見ますと、本当に休みないように頑張っているんじゃないかと。今問題も多いですね。そういうのに対応するために、福祉の人たちが直接市民の暮らしを見て、そして、それに対応していかないと、どういうことをしていったらいいかと、周りからの意見だけではなかなかその解決法をすることはできないと思うんですよ。だから、そういう皆さんと直接対応しながら、そして、そういう問題には具体的に当たっていかないと、本当に市民の人たちが安心できないんじゃないかという気が私はするんですよ。

そういう面では、私はやっぱり何といっても今、市の職員の手が足りない。市長、そう思いませんか。皆さんの仕事を見ていますと大変だと思いますよ。私も市役所におりましたからその仕事は分かりますが、もっと——楽だと言ったらいけません、自分たちの与えられた仕事を十分やっていけるだけの人員の配置もその当時はあったと思いますよ。その後、合理化によってどんどん職員が減らされている。特に大事な市民に直結しなくちゃいけない福祉課なんて、外で走り回っている人たちはパートの人とか、また、民生委員さんとか社協にお願いをして、その人たちの意見を集約しながらというのも結構あると思うんですよ。そこをやっぱり直接当たっていってもらって、そういうことを特に福祉課としては私はやっていかななくてはならないと思うんですよ。

だから、今のような問題もすぐに解決できる問題じゃないと思いますが、その辺についてはぜひ今後の取扱いとして考えていただきたいと思いますが、これは福祉課長だけでは解決する問題じゃない。市長その他、全体的な市の組織の問題としてやっていかななくてはならない問題だと思いますので、何かあちこちになって申し訳ありませんが、市長、そういうところで総括的に何かございましたらお答えください。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

このプラットフォーム設置事業とか自立相談体制強化事業、これは困窮している現場により近い方、例えば、民生委員であったり、いろんな支援事業をされている方、その人たちの資金がないのでできないというようなことに対して、市のほうからお金を支援して、皆さん方が例えば食材を買ったり、そういうことに使う事業ということで私は捉えておりますので、市はそういうのをどういう団体に委託するのかというのが、市のほうも入ってちゃんとお互い話をしていきます。そういうふうに、より身近な、例えば、民生委員さんであったり、そういう人たちが活動をする、食事の支援をする、そういうのにこの事業を使われております

ので、議員おっしゃったように、いろんな立場で市とそういう団体との関わりというのは、ちゃんと決まり事に従ってやっていかなければいけないと思いますし、この事業については、より身近におられる人たちがいろんな支援をやっていくための支援事業というふうに捉えていただきたいと思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

分かりますが、今民生委員さんのことが出ましたが、本当に民生委員さんたちが日々どんな苦勞をしてされているか御存じですか。本当に精神的におかしくなるくらいの方もいらっしゃるんですよ。それは事実なんですよ。だから、なかなか民生委員さんになり手もないなんていうことも聞きますし、今回も大分替わられたんじゃないかと思いますが、そういう大事なところですから、余計市のほうが配慮をしながらいかないと、全て民生委員さんにこうしているから、こうしているからということになりますと、本当に民生委員さんの成り手ないですよ。大変な仕事をなさっているんですよ。

職員の皆さんも大変な仕事をなさっていることは分かりますが、もっと直接大変な人とお会いしながら話していかなくちゃいけない。訳の分からないと言ったらいけません、理解できない皆さんとも話し合わなきゃいかん。いろんなものがありまして苦勞をなさっているんですよ。だから、その辺を十分に理解しながら、これからも組織の在り方その他について、今までのような形じゃなくて、ぜひ取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。11号角田一美議員。

○11番（角田一美君）

それでは、補正予算書の23ページの4款1項7目の環境保全費についてちょっとお尋ねをいたします。

今回の6月補正で10,198千円の環境保全費として補正要求されていますけれども、その内容についてですが、地域再生可能エネルギー導入のために鹿島市が昨年9月に宣言されました鹿島市カーボンニュートラルに向けた戦略策定支援事業業務委託料10,198千円のうちの10,320千円、ほとんど丸々この委託事業費として外部に委託されることになっておりますけれども、先ほどから問題になっております委託先について、委託先としてはどういった会社を想定されているのか、お尋ねをいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えいたします。

地域再生可能エネルギー導入目標策定支援業務委託料でございます。こちらにつきまして、公募型のプロポーザルのほうでまず業者選定を行う予定でございます。環境系の専門的な知見を持った業者のほうを選定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

私は所管が文教厚生産業常任委員会で、総務建設環境常任委員会で所管が違って説明があったらと思うんですけども、私のほうがちょっと了知していなかった。

あと、カーボンニュートラルに向けた戦略計画の策定についての方針についてはまた詳しくは一般質問で行いたいと思いますけれども、基本的なことについてちょっとお尋ねです。

今回の策定業務を支援業務委託料でほとんど丸投げで、しかも、本来ならば当初予算に計上すべき行為は、これは恐らく令和4年度の予算でも要求されて、それが実現できなくて、本当は当初に上げていただくべきものだったのが6月補正になった理由、なぜ6月補正になったのか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えいたします。

当初予算のほうに本来はのせて、4月当初から計画策定のほうをしたかったんですけども、国への認定がちょっと遅れまして3月下旬のほうに認定が来ましたので、どうしてもちょっとそこが間に合わなかったというような理由でございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11番角田一美議員。

○11番（角田一美君）

この戦略的な計画策定を、いわゆる再生可能エネルギーの導入計画を——ゼロカーボンシティ宣言によりますと、2050年にゼロを目標にされているんですけど、その中間目標の2030年、2030年という7年後なんですね。7年後に実現すべき再生可能エネルギーの導入計画を今年度つくるということですが、しかも今年度に環境基本計画を見直しの中で反映させるということになると、早急に——本来なら当初に上げてスタートすべきなのを今からして本当に間に合うだろうか。しかも丸投げなんですけども、この再生可能エネル

ギーの導入に当たっては、やはり市民の皆さんとか企業、全ての皆さんの協力がないと達成が不可能でありますけれども、そういった点に直接的に鹿島市が、行政が行う経費がほとんど予算には組まれていないんですけれども、補正予算の内容を見る限り、業者に丸投げと。そして、本当に今年度の環境基本計画策定のあれに間に合うのか、そこら辺が心配ですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（徳村博紀君）

中村ゼロカーボンシティ推進課長。

○ゼロカーボンシティ推進課長（中村祐介君）

お答えします。

確かに、短期間で策定するということがかなりタイトな作業になるかと思えます。そういうことで、担当課といたしましても積極的に取り組んでいきたいと思えますが、まず、時間がかかる情報収集、それから、データ分析に関しましてはどうしてもやっぱり時間がかかります。ここにつきましては、専門家、あるいは関係機関と連携をして、そこは分析まで適切な戦略のために専門家の方々のお力をお借りして策定していきたいと考えております。

ただ、計画の中でも、やっぱり一、二年で実施する事業と、あと、この計画期間だと7年間の計画なんですけれども、7年後の事業と、なかなかこちら具体的なものが立てられないということがございますので、3年後に若干の修正を行いたいと思えます。計画の見直しを行って、なるべく実態に即した計画となるようにしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

11号角田一美議員。

○11番（角田一美君）

短期間にこういった重要なエネルギー導入計画をつくるのに専門的な業者に委託しないとできないということなんですけど、これについては、今後の方針については一般質問で詳しくお聞かせいただきたいと思うんですけれども、本当に丸投げの感じで、しかも短期間に、しかも約10,000千円と多額、そんなあれで大丈夫なのかと思って心配をして、そこら辺、一般質問で深く質問させていただきたい。

それで、今日はこれで終わりたいと思えます。これについてはしっかり取り組むべき事項ですので、すばらしい計画ができるように、ひとつよろしく願いしておきます。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

議案説明資料の17ページにございます。長崎本線の利用促進という項目がございますけ

れども、今現在、昨年9月23日以降と以前と長崎本線の利用状況というのほどのように変化しているのかということをもまず質問いたします。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

昨年9月23日以降ということですので、特急の本数が四十数本あったところから、現在は上下合わせて14本ということになっております。

普通列車につきましては、以前とほとんど変わらない状態での便数となっておりますけれども、肥前浜駅から太良方面にかけて、電化からディーゼルということに変わっておりますので、そういった部分で特急の本数が減じた部分、長崎と直通でなくなった部分というところ、特に特急の利用につきましては、以前と比べればかなり減っているという状況になっております。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今回の補正に関しましては、長崎本線の利用促進事業補助金ということで、JR長崎本線の利用客を増やすということなんですが、これは特急利用といっても片道7本しかないわけですけれども、特急利用者の方たちのグループに1千円と書いていらっしゃるんですね。グループ全体に1千円なのか、グループの一人一人に1千円ずつなのかということ、実態が分からないんですよ。これは日本語として非常におかしい日本語を使ってありますから。そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

今回、長崎本線の利用促進策ということで、市民の方の利用促進をしていただいて、ふだんあまり乗らない市民の皆さんにJRのよさを知ってもらうきっかけということで、きっかけづくりのために今回の助成、キャンペーンということで考えております。

助成対象となりますのは、先ほどおっしゃったように、2名以上の市民グループとしております。補助につきましては、片道1千円を超えた場合に1千円の補助を行う、1人ずつ行うということにしております。往復であれば2千円ずつの補助ということになってきます。

一応、今回キャンペーンを行うに際しまして、そういった形での広報、周知を行う際には、そこら辺りが分かりやすいような形で周知を行っていきたいということで考えております。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

予算が4,000千円ですから、延べで4,000人分ということでよろしいですか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

今回4,000千円ということで予算の補正をお願いしております中には、こちらの1千円の補助の分と、それに加えて、神特典ということで4月から施行させていただいておりましたが、その第2弾のキャンペーンということで、2つの事業を計画しております。

「かささぎ」でGo!ということで1千円の補助の分は考えておりますけれども、それにつきましては、2,500人分の1千円ということで、往復ということであればその半分ということになりますけれども、そういった形で人数での事業ということで考えております。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

じゃ、この事業は今年度だけの事業ということですか。その後もずっと続けていくような考え方はあるんですか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

今回の1千円のキャンペーンにつきましては、期間が予定しておりますのが7月15日から8月31日までということで、夏休み期間中というのをある程度の目標としております。

もう一つ、神特典の第2弾ということで考えておりますのが、その終了後、9月ぐらいからをめぐって年内、そういった形で取り組めればということで考えているところです。

今年限りかどうかということですが、それぞれこういったキャンペーン等を行ったところで効果的なものというのがうまく見つければ、それを引き続き継続していく、または拡大、縮小ということでいろんなケースをちょっと考えさせてもらっていますので、これをこのまま来年、再来年と続けるかどうかというのはその検討結果によるものになるかとは思っております。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そしたら、これはかささぎが鹿島発の分だけなのか、着の分まで含めて補助があるのかと

ということなんですけど、そこはどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

基本的にはかささぎに乗っていただきたいということがございますので、例えば、ちょっと都合で江北から乗ることになったとかいうことでも、博多までとか、そういった形でのかささぎの利用であれば可能ということで対象にしております。

鹿島着ということのどうかということがありましたが、例えば、鳥栖とか佐賀から鹿島に来られるときの運賃についても対象としております。

○議長（徳村博紀君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

例えば、博多とか鳥栖から鹿島に来られたとき、じゃ、それをどうやって証明するかという問題が出てくると思いますよ。ですから、その証明をちゃんとするかどうかということと、例えば、市外の方たちはこういう事情を御存じないわけですから、市外の方たちが鹿島に来られたときにどういうふうに見極めるかという問題も出てくると思うんです。だから、鹿島市民だけ対象なのか、市民以外の方たちもいいのかということが出てくると思うんですが、そこはどうでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

今回の1千円の補助のキャンペーンにつきましては、2名以上の市民の方ということにしております。その代表者の方お一人に申請をしてもらって領収証の原本もつけてもらう、また、本人の確認書類とか口座の通帳の写し、また、誓約書ということで、一通り、市民であるということの確認ができるような手続を取らせていただくということを考えております。

それで、便についても、かささぎのどの便であるかということで時間等も記載してもらうような形でキャンペーンを展開していくということを考えているところです。

この分については市民に対する事業になりますけれども、もう一方の神特典第2弾キャンペーンという部分につきましては、かささぎを利用して鹿島に来ていただく方というのを対象としておりまして、そういった方にクーポンで、バス、タクシー、また、レンタサイクルとか祐徳博物館、「HAMA BAR」といったところを利用していただきたいということでのキャンペーンということで計画をしているところです。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありますか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今回の6月補正、総額の390,000千円ほど、その約半分が新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが1億九千八百五十数万円、約2億円。その中で、こうやってコロナが第8波以降少し落ち着いてきたとはいえ、そのほかにも物価高騰であったり、様々な市民生活に影響を及ぼすということで、今回この補正の中、市民の皆さんに1人3千円分の「まるごと応援券」の配付であったり、そして、物価高騰の対策支援事業として、保育所や小・中学校、給食費の支援補助、また、医療機関においても物価高騰の支援、そして、農業、漁業者、燃料費高騰に対する支援、非常に充実した内容だと私も思っております。

そういう中、幾つかの項目、今回補正で上がっているわけですが、まずお聞きをしたいのが、議案説明資料の中にある漁場環境改善対策事業4,000千円、これは漁業者の方に船の後ろに器具をつけていただき、鋤簾という形で通常、浜の辺りも呼んでおりますが、それで海底耕うんとか、少し海をかき乱すとか、そういうふうな形で少し自分たちでやってみようかということで、漁業者の方をお願いをするわけですが、この4,000千円という中でどれだけの回数であったり、場所の限定とかもあるんでしょうが、その辺り、いつぐらいの時期に行って、そして、その場所というのはどこの地区をやるのか。浜の漁業者であったり、七浦の漁業者、北鹿島の漁業者、みんながこれを一緒にやるものなのか、その辺りを少し詳しく教えていただければと思います。

○議長（徳村博紀君）

江島農林水産課長。

○農林水産課長（江島裕臣君）

お答えいたします。

この鋤簾によります海底耕うんというのは、昨年も漁業者さんたち自らの発案でされておりました。今年度につきましては、その取組について市のほうから補助を行おうということで予算を計上いたしておるところでございます。

その時期的には、まさに今の時期でございます。市内でサルボウの漁の許可を得られている方が今70軒ございます。そのうち、約50軒の方が採苗器の設置を行われます。この方々がされるとということで、36戸の約10日間ということで積算をいたしておるところでございます。この36戸につきましては、漁協さんのほうと事前に話をしまして、何件ぐらい出されるだろうかというところで打ち出した数字でございます。

その対象範囲につきましては、採苗器を設置する場所ですね、大きく言えば約300ヘクタールほどありますけれども、その中でもサルボウの採苗器を設置する場所を中心に行ってもらうようにいたしております。

市内一斉にされているわけではなくて、北鹿島は北鹿島、七浦は七浦というようなくりで現在やっていただいております、今は七浦のほうがこれに取り組まれている状況でござ

います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

ありがとうございます。やっぱり漁業者の方も国や県にお願いするばかりではなく、自分たちも何かできることをとということで、昨年度とかからこういうふうな鋤簾を使っての海底耕うんをしてもらっていたと思います。

やっぱり私は浜にいて心配するのが、どうしてもノリの養殖が終わった後は、サルボウ、赤貝であったり、春過ぎから、初夏から夏場にかけていろんな——以前はやっぱり夏は夏の仕事があったんですね。もちろんアゲマキもそうですけど、そういうのが取れないというところになってくると、やっぱりちょっと心配だなという気がするんですね。

それとか、ここ数日、気象予報等、これからの夏、秋、冬とか聞いていると、いろいろまた海の現象であったりとか、様々な自然にいろいろ惑わされるというか、そういうふうなので、やっぱりまた変わってくるのかなと。海水の温度が高くなるのじゃないとか、そういうふうなのがありますから、新聞にも載っていましたが、佐賀県のほうが新しい海底耕うんのやり方で今度やるということも書いてありました。期待が持てるところではありますが、今後とも——もちろん今度の一般質問で私は1次産業のこと、農業、漁業のことを取り上げていきますけど、やっぱりしっかりと鹿島市の産業には相当気を配りながらやっていくことが必要じゃないかなと思っております。

もちろん、ゼロカーボンシティであったり、DX、これが悪いとは言いません。将来的にも必要なことでしょう。しかし、基本的にはそれプラスの産業、それを2本立てでやるのが本当じゃないかなと。それに向けての財源の確保についても次の一般質問で行っていきますが、非常にその辺りが今後心配するところですよ。

この後、多分、どこまで——コロナが第8波で終わるものなのか、第9波というものが来るのか。少しずつ今感染者も増えてきております。コロナ禍の中、約3年間近くで消費者の動向が相当変わってきて、物価高騰による消費の冷え込みだけではなく、物を買うという、その行動が少し変わってきたように感じます。地元の物販等を行っている商店等も、この前聞いたところでは、コロナが収まって5月の連休ぐらいからお客さんが来るんじゃないかなと思っていただけ、5月もぱっとしない、今月、6月もよくない、どうなるんだろうかと。もちろん、中心商店街であり、門前商店街もそうなんですけど、そういうふうなところ、高齢化問題も加わってきますし、非常に厳しいところではあるので、行政としては先ほども言ったように、やっぱり地元の1次産業、2次産業、そういうふうなところをしっかりと目を配っておいていただければなと思います。

あと、ちょっとこれは関連なんですけど、議案説明資料の学校管理費の中で、小学校、中学校の一般管理、これはモバイルルーターの通信費なんですけど、学校の一般管理事業として、ちょっと教育次長にでもお聞きをしましょうかね。

西部中学校なんですけど、今、小学校、中学校、夏に入っていくのでプールの授業というのがあるんですけど、西部中学校のプールが今使用できない状況であると。それはもちろん御承知ですよ。当初、6月の初めからプール使用を開始する予定だったのが、今できないと。その辺りについてどうしてなのか、御答弁いただけますか。

○議長（徳村博紀君）

江頭教育次長。

○教育次長（江頭憲和君）

お答えをいたします。

今、伊東議員がおっしゃられたことを私も今聞いたような状況で、存じ上げておりませんでした。申し訳ありません。戻ってから確認したいと思います。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

今回の補正予算の直接的な関係ではないんですけど、ちょっと学校の一般管理事業ということでね。結局、コロナで3年か幾らか、まともという言い方はおかしいですけど、水泳の授業というのも本当に削られてきていたんですよ。小学校なんかはもう始まっているんですよ。ところが、中学校、いざやろうと思ったら、今プールの状態がよくないということで使用できないということで、6月の頭からする予定が2週間ほど遅れているということですので、その辺り早急に調査をしていただいて、そして、夏休み前にできるものなのか、その辺りもしていただければなと思っております。

それと、先ほど福井議員が質問した件の長崎本線利用促進事業4,000千円の中で、私聞いていて、それを証明するために何か非常に面倒くさそうな気がしたんですけど、もっと簡単に、何かの証明書を出しなさいなんて、じゃ、あんたはどこに行ってきたんだというようなのを聞くようなもので、そんなことじゃなくてもっと簡単に、スマホですぐそれができたら一番いいんですけど、もうちょっと考えないと、せっかく長崎本線の利用促進をしようと思っている中で、市民の皆さんが簡単に、ああ、よかったと、これを使ったらこうやってからメリットがあったんだと、そういうふうな感じのを考えないと。それに対してどうですか。お答えできますか。

○議長（徳村博紀君）

山口企画財政課長。

○企画財政課長（山口徹也君）

お答えします。

助成金の申請手続きにつきましては、今その仕組みと申しますか、そういったところをずっとやっていっているところになっております。

一応、市からの交付金とか、そういったいろんなものの手続の際にやってきたことを踏襲したような形で今現在やっておりますので、そこら辺り、もう少し利用しやすいものにならないかというところは検討をしていきたいと思っております。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

この長崎本線の利用促進というのは、私たちの選挙の前、3月にその当時の担当であった川原さんのほうから聞いていたんですよ。やるのが遅いですよ。これからは夏に向けて、行楽シーズンであったり、様々なものが始まるんですよ。基本的に、遅くても6月の初めからこういうのは開始しておかないと。

そして、利用された方、県外から来られた方、その特急料金を還元するために、浜の「HAMA BAR」の代金の一部、何百円かをするとか、タクシーとかバスの運賃を少し助成するとか、いろいろありましたね。そういうふうなのをもっと早くポスター等を作って各要所要所に貼っていく、市内のいろんなお店にも貼ってくださいと、こういうふうなのをPRしてくださいと、もっと鹿島市全体でやらないと。門前商店街もそうですよ。そうしていかないと、せっかくいろいろこうやって考えていて、本当に絵に描いた餅になりますよ。そして、「HAMA BAR」においても、そういうふうな事業者の方に協力してもらわなければならないので、その辺りをしっかりスピーディーに今後進めていただければなと思っております。

次の一般質問で様々なことを時間をゆっくりといただいて質問していきますけど、今日は今回のこの補正、390,000千円近くの内容を見ていて、いい面、もう少し改善できたんじゃないかなという面もありましたので、質問をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑を終わります。

討論に入ります。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいまの問題で反対の討論をしたいと思っております。

マイナンバーカードの問題が今日は大分論議されましたが、私は当初からマイナンバー

カードの問題は受け入れられないという立場で来ました。特に今回補正の中で、マイナンバーポイントの情報システム管理費4,465千円というのが、民間のほうに委託をされるということになっておりますが、例えば、このマイナンバーカード制度が今の問題で先延ばしになったりやめたりすることもあるかも分かりません。しかし、そうでなくとも、私はこういう事業は市が直接やっていかななくてはいけないという考えを持っています。

マイナンバーカード制度については、国も鳴り物入りで今やっているわけですね。特に鹿島市も、市役所に入ったらすぐ申請されるような体制を取っています。今日、私はこのために幾らのお金を使ったかということを行いました、まだ出されておませんが、そういうふうにしてお金を使うだけ使って、そして、みんなを入会させようという。今も毎日見ておりますと、本当に腰の曲がった、大丈夫かな、分かるかなというような高齢者の人まで手を引かれていらしているわけですね。そして、この入会のためにはいろんな特典もつけられてきた。また、最近では入会した人には図書券もあげると。本当にもうありったけのことをしながら入会させようということがされております。

既に今全国では、私が最初指摘をしておりましたような問題を含めて、いろんなことでこの運用については事故が起きていると。まさに財産、生命に関わるようなことまで起きているわけですね。

だから、そういう状況の中で、特にこんな大事な問題ですから、もしやるとするならば、市が直接やらなくてはいけないという立場に私は立っておりますので、この予算が入っております今回の補正には反対をしたいと思っております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 令和5年度鹿島市一般会計補正予算（第2号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立多数であります。よって、議案第32号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明17日から20日までの4日間は休会とし、次の会議は21日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時13分 散会